

## 第5章 施設管理の方針

### 5.1 施設管理の考え方

施設ごとの性質，規模等により設定した管理区分（予防保全型，事後保全型，時間管理型）によって管理を行っていくものとします。

管理区分ごと，施設ごとの基本的な管理方針を以下より示します。

### 5.2 施設ごとの管理

#### ■ 舗装

舗装は，車両や人を安全，円滑に移動させるという，重要な役割を担っており，損傷による車両や人に及ぼすリスクが大きいことから予防保全を基本とします。ただし，行き止まり道路等は損傷の進行が緩やかであるため事後保全（通報）の管理区分を適用します。

表 5-1 管理区分（舗装）

施設	管理区分	管理水準	点検方法
主要市道	予防保全	ひび割れ率 40% ※	・定期点検（5年ごと） ・パトロール ・通報
一般市道（親番）	予防保全	ひび割れ率 60% ※	・定期点検（5～10年ごと） ・パトロール ・通報
一般市道（枝番）	事後保全（通報）	—	・通報

※舗装の管理水準のひび割れ率 40%およびひび割れ率 60%は，個別計画である「調布市舗装維持管理計画（令和4年(2022年)）」に規定している数値です。安全性などの機能を確保できる範囲で管理水準は設定しており，管理水準到達までの間にはシール材注入等の維持対策を実施することで，長寿命化を図り，ライフサイクルコストを縮減します。

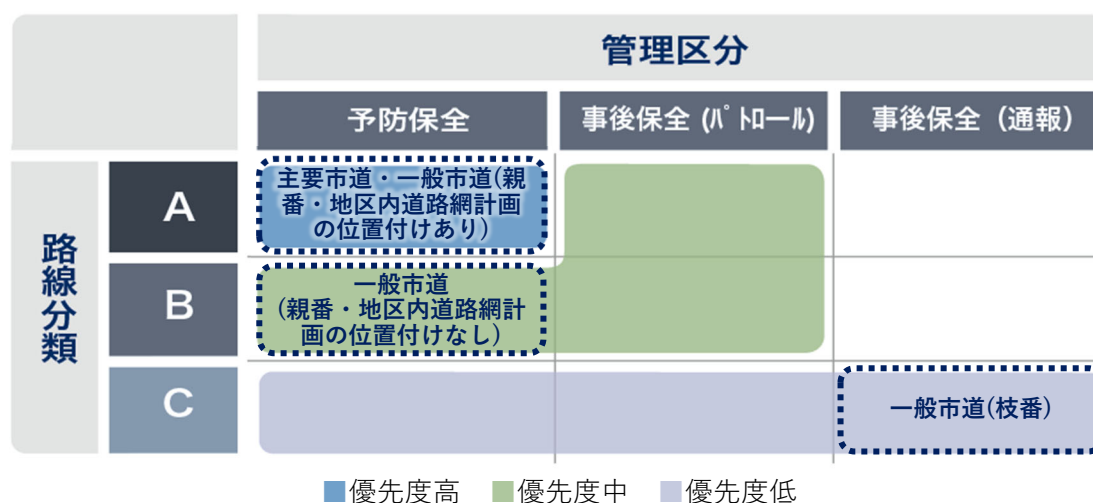


図 5-1 管理の優先度（舗装）

## ■ 橋りょう

橋りょうは、損傷が大きくなると修繕費用が膨大になるほか、崩落に至るような事故による人命に及ぼすリスクが極めて大きいことから予防保全とします。

表 5-2 管理区分（橋りょう）

施設	管理区分	管理水準	点検方法
橋りょう	予防保全	健全度Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期点検（5年ごと）</li> <li>・パトロール（通常点検，緊急点検）</li> <li>・通報</li> </ul>

		管理区分		
		予防保全	事後保全（パトロール）	事後保全（通報）
路線分類	A	大町橋他 18 橋 跨道橋※・跨線橋※ 11 橋	■	
	B	細田橋他 28 橋		
	C	虎狛橋他 29 橋	■	■

■ 優先度高 ■ 優先度中 ■ 優先度低

※中央自動車道，鉄道線と交差する跨道橋，跨線橋は優先度高で管理を行います。

図 5-2 管理の優先度（橋りょう）

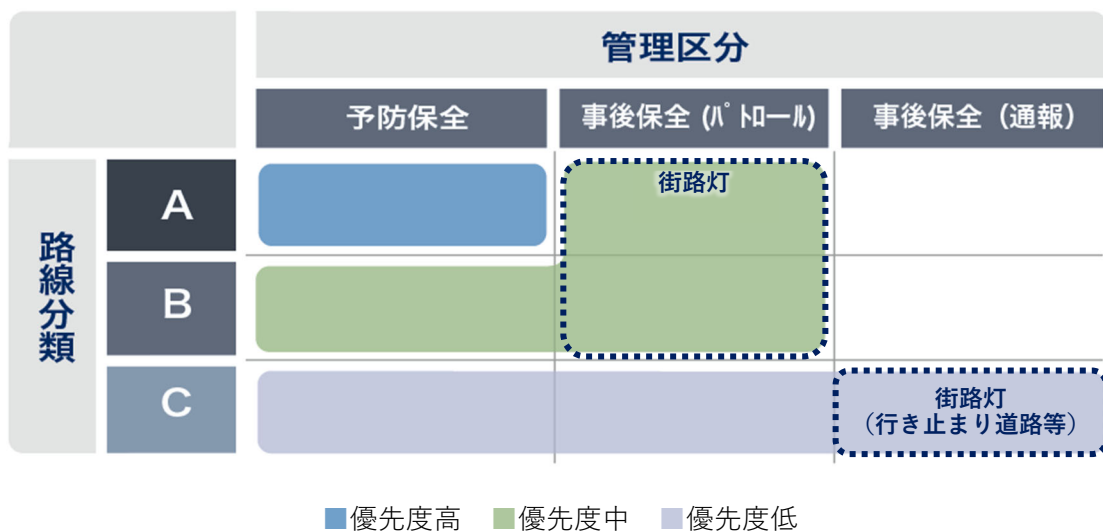
■ 街路灯

街路灯は、道路附属物として夜間における道路空間の明るさを確保し、交通の円滑化や犯罪を防止する役割を担った施設です。そのため、不点灯時に状態確認することや、施設数が多いことを考慮し事後保全（パトロール）とします。

表 5-3 管理区分（街路灯）

施設	管理区分	管理水準	点検方法
街路灯	事後保全 (パトロール)	—	・パトロール (通常点検, 緊急点検) ・通報
街路灯 (行き止まり道路等)	事後保全 (通報)	—	・通報

※パトロールにおける対策の要否の判定については、「小規模附属物点検要領」による。



※行き止まり道路等に存在する街路灯については事後保全（通報）を適用します。

図 5-3 管理の優先度（街路灯）

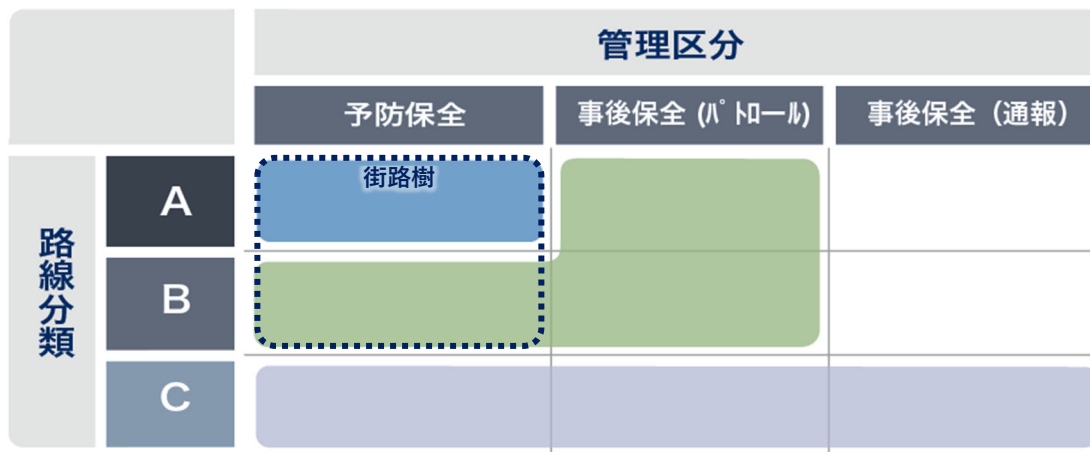
■ 街路樹

街路樹は、台風や強風、または腐朽による落枝・倒木がもたらすリスクが大きいことから  
 予防保全とします。

表 5-4 管理区分（街路樹）

施設	管理区分	管理水準	点検方法
街路樹	予防保全	「調布市街路樹管理計画」に基づく予防的植替えを要する段階※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期点検</li> <li>・パトロール（通常点検，緊急点検）</li> <li>・通報</li> </ul>

※枝折れや倒木事故等の危険回避のほか、根上がりなどの不具合が発生する前に道路管理者の判断により実施します。



■ 優先度高 ■ 優先度中 ■ 優先度低

図 5-4 管理の優先度（街路樹）

■ 道路土工構造物

道路土工構造物は、降雨や地震などの自然災害により、崩壊するリスクが大きいため、防災上の観点から予防保全とします。

表 5-5 管理区分（道路土工構造物）

施設	管理区分	管理水準	点検方法
道路土工構造物	予防保全	健全度Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期点検</li> <li>・パトロール (通常点検, 緊急点検)</li> <li>・通報</li> </ul>

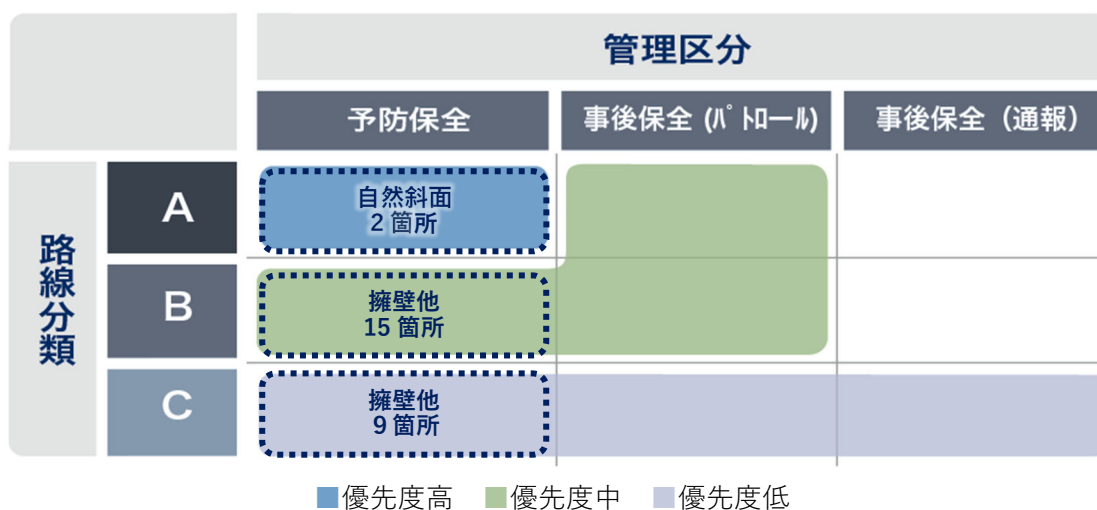


図 5-5 管理の優先度（道路土工構造物）

■ 交通安全施設

門型標識は、標識板の落下や支柱の倒壊等による損傷時のリスクが極めて大きいことから予防保全とします。

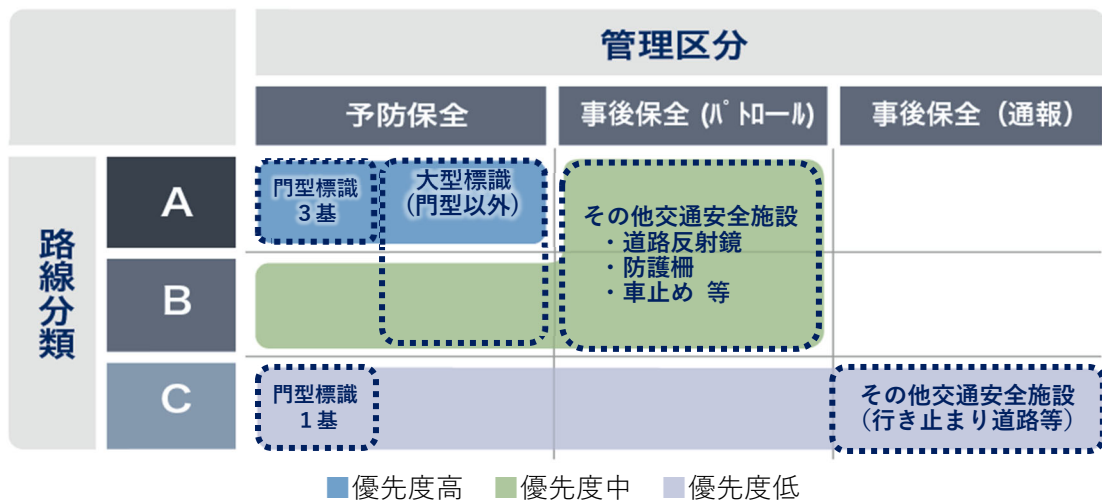
大型標識（門型以外）についても、損傷時のリスクが大きいことから予防保全とします。

その他交通安全施設は、施設規模が小さく損傷時のリスクが低いこと、施設数が多いことを考慮し事後保全（パトロール）とします。

行き止まり道路等の交通安全施設は、損傷時のリスクが極めて低いことから事後保全（通報）とします。

表 5-6 管理区分（交通安全施設）

施設	管理区分	管理水準	点検方法
門型標識	予防保全	健全度Ⅱ	・定期点検（5年ごと） ・パトロール（通常点検，緊急点検） ・通報
大型標識（門型以外）	予防保全	「小規模附属物点検要領」による	・定期点検（10年ごと） ・パトロール（通常点検，緊急点検） ・通報
その他交通安全施設	事後保全（パトロール）	—	・パトロール（通常点検，緊急点検） ・通報
その他交通安全施設（行き止まり道路等）	事後保全（通報）	—	・通報



※行き止まり道路等に存在する安全施設（門型標識を除く）については事後保全（通報）を適用します。

図 5-6 管理の優先度（交通安全施設）

### 5.3 施設ごとの事業計画

施設ごとの事業計画を以下に示します。

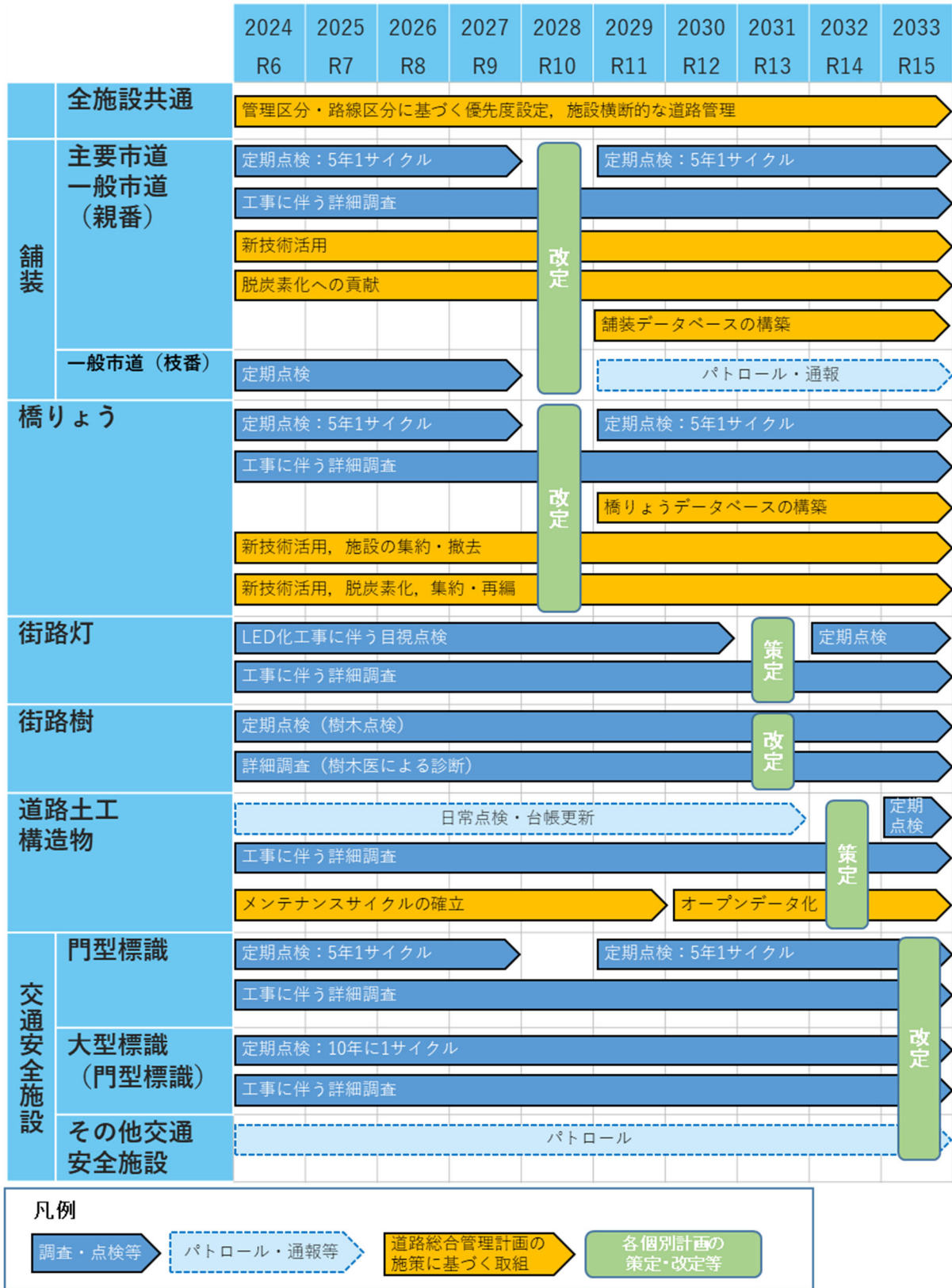


図 5-7 施設ごとの事業計画